

高齢者の外出に関する支援事業一覧【村山地区】 ～運転免許の自主返納者等～

※「自主返納者」とは、申請により運転免許の全てを返納した方とします。

平成31年4月1日現在

管轄署等	事業実施主体	電話番号	開始日	支援内容	申請に必要な書類等	
県内広域	山形県ハイヤー協会	023-686-2505	H21.1.5~	ハイヤータクシー 運賃割引	乗車運賃1割引 (一部適用されない地域あり)	運転免許返納を証明する書類
	山形県ハイヤータクシー協会	023-666-6220				
	山形個人タクシー協同組合					
	山交バス	023-632-7272	H20.12.25~	バス割引定期券	自主返納者に、1か月1万円の定期券を販売(予約制の路線や高速バス等を除く)	運転経歴証明書、顔写真
	庄内交通	0235-22-2600	H21.7.13~	バス割引定期券	自主返納者に対し、バス定期券を1か月1万円で販売(高速バス、リムジンバス等を除く)	運転経歴証明書、顔写真
山形	山形市 担当:長寿支援課	023-641-1212	H26.4.1~	山交バス定期券購入補助	【山交バス定期券購入補助】 定期券の使用開始日に70歳以上であり山形市に住民登録がある自主返納者に、山交バスシルバー3か月定期券3万円を1年間全額補助 2年目以降は、山交バスシルバー3か月定期券3万円を70歳以上75歳未満2万1,000円補助、75歳以上2万4,000円補助	【山交バス定期券購入補助】 保険証等の身分証、印鑑、運転経歴証明書、印鑑
			H26.4.1~	山形市コミュニティバス高齢者乗車証発行	【山形市コミュニティバス高齢者乗車証発行】 上記山交バス株式会社のシルバー3か月定期券を購入した方に対し、下記バスを無料で利用できる山形市コミュニティバス高齢者乗車証を発行 (路線:ベニちゃんバス、山形市コミュニティバス、山形市地域交流バス南部線)	【山形市コミュニティバス高齢者乗車証】 申請には購入したシルバー3か月定期券が必要、申請の日から、申請の際に持参したシルバー3か月定期券の有効期間の末日まで有効
		H30.5.15~	タクシー利用券交付	70歳以上で山形市に住民登録があり平成30年4月1日以降の自主返納者で、次の要件全てを満たす方に、タクシー券5,000円分を交付。 ①自主返納後、1年以内の申請である。 ②申請時に、シルバー3ヶ月定期券(山交バス)、高齢者移送サービス利用券、福祉タクシー券の補助を受けていない。 ③過去に高齢者外出支援事業による免許返納者のシルバー3ヶ月定期券(山交バス)の補助を受けていない。	申請による運転免許の取消通知書、印鑑	
	山辺町 担当:町民生活課	023-667-1109	H23.4.1~	やまのベコミュニティバス無料乗車証	山辺町内に住民登録がある自主返納者に町営バス(コミュニティバス)の無料乗車券を発行(最長2年間)	運転経歴証明書または申請による取消通知書、印鑑、写真
中山町 担当:総務課	023-662-4899	H29.4.1~	町営バス回数券	中山町内に住民登録がある方で平成26年4月1日以降の自主返納者に、町営バス回数券20冊(1冊11枚綴り)を交付(1回限り)	申請による取消通知書又は運転免許返納を証明する書類	
上山	上山市 担当:市民生活課	023-672-1111	H25.4.1~	市営バスタクシー等利用券	自主返納時に上山市内に住民登録があり、自主返納後1年以内の方に対し、市営バス、市営予約制乗合タクシー回数乗車券、タクシー利用券、山交バス回数券のいずれか1万円分を交付(1回のみ、「申請による運転免許の取消通知書」の交付日から1年以内に申請)	申請による運転免許の取消通知書の写し、印鑑
	上山地区交通安全協会	023-673-5080	H31.4.1~	運転卒業証書と夜光反射材セット贈呈	山形県交通安全協会の会員で、上山警察署で運転免許の自主返納手続きをした方に対し、「運転の卒業証書」を交付し、夜光反射材セットを贈呈	運転免許証、交通安全協会会員証(持っている方)

高齢者の外出に関する支援事業一覧【村山地区】 ～運転免許の自主返納者等～

※「自主返納者」とは、申請により運転免許の全てを返納した方とします。

平成31年4月1日現在

管轄署等	事業実施主体	電話番号	開始日	支援内容	申請に必要な書類等	
県内広域	山形県ハイヤー協会	023-686-2505	H21.1.5～	ハイヤータクシー 運賃割引	乗車運賃1割引 (一部適用されない地域あり)	運転免許返納を証明する書類
	山形県ハイヤータクシー協会	023-666-6220				
	山形個人タクシー協同組合					
	山交バス	023-632-7272	H20.12.25～	バス割引定期券	自主返納者に、1か月1万円の定期券を販売(予約制の路線や高速バス等を除く)	運転経歴証明書、顔写真
	庄内交通	0235-22-2600	H21.7.13～	バス割引定期券	自主返納者に対し、バス定期券を1か月1万円で販売(高速バス、リムジンバス等を除く)	運転経歴証明書、顔写真
天童	天童市 担当:生活環境課	023-654-1111	H28.4.1～	バスタクシー等の利用券	天童市内に住居登録がある65歳以上で平成28年4月1日以降の自主返納者に、市内タクシー事業者のタクシー利用券、デマンドタクシー利用券、市内路線バス事業者の定期券購入券または回数券購入券の中から2万円分(1万円ずつ選択可)を交付(1回のみ)	申請による運転免許の取消通知書、印鑑、保険証等の身分証
			H29.4.1～	タクシー利用券	天童市内に住居登録があり、次の条件を全て満たす方に300円券を12枚交付①区域乗合型の対象区域外にお住まいの方、②75歳以上の方、③ドモスの会員登録をしている方、④福祉タクシー券または給油券を受給していない方、⑤高齢者移動サービス利用券又は給油券を受給していない方、⑥本人及び配偶者が運転免許を有していない方	印鑑、身分証明書、天童市予約制集合タクシードモス会員証(当日会員登録可)
寒河江	寒河江市 担当:市民生活課	0237-86-2111	H29.4.1～	バスタクシー等の利用券	寒河江市内に住居登録がある65歳以上の方で、平成29年4月1日以降の自主返納者に、山形県タクシー共通乗車券、寒河江市デマンドタクシー、市内循環バス、山交バス普通回数券、天童市営バス回数券、西川町営バス回数券のいずれか2万円分を交付(1回のみ)	申請による運転免許の取消通知書、印鑑
	河北町 担当:環境防災課	0237-73-2111	H21.4.1～	バス運賃無料化	河北町に住居登録をしている65歳以上の自主返納者に、1年間町営バス利用料金を無料化(1年毎に更新手続きが必要)	申請による運転免許の取消通知書、印鑑
	西川町 担当:健康福祉課	0237-74-2111	H29.4.1～	バス、タクシー利用券	西川町内に住居登録がある65歳以上の自主返納者に、月山観光タクシー利用券、町営バス回数券のいずれか2万円分を交付(1回のみ)	申請による運転免許の取消通知書
	朝日町 担当:総務課	0237-67-2111	H28.4.1～	バスタクシー等の利用券	朝日町に住居登録がある65歳以上の方で、自主返納者してから1年以内の方に対し、朝日町住民バス回数乗車券、山形県タクシー共通券、山交バス普通回数券の中からいずれか2万円分を交付(1回のみ)	申請による運転免許の取消通知書の写し、または、運転経歴証明書の写し、印鑑
寒河江	大江町 担当:総務課	0237-62-2111	H28.4.1～	バスタクシー等の利用券	大江町に住居登録がある65歳以上の自主返納者に、町営バス3年間無料乗車券、デマンドタクシー3年間無料乗車券、山形県タクシー共通乗車券2万円分、山交バス普通乗車券2万円分のいずれかを交付(1回のみ)	申請による運転免許の取消通知書、運転経歴証明書、運転経歴証明書交付手数料の領収書及び印鑑
				運転経歴証明書交付手数料助成	大江町に住居登録がある運転経歴証明書交付申請者に、運転経歴証明書交付手数料1,000円を助成	運転経歴証明書かつ運転経歴証明書交付手数料の領収書
	寒河江地区交通安全協会	0237-86-4674	H24.7.20～	運転経歴証明書交付手数料助成	寒河江地区交通安全協会会員の自主返納者に、運転経歴証明書交付手数料1,100円を全額助成(返納日に運転免許の有効期間が6か月以上残っていること、返納時に寒河江地区交通安全協会の会員であること、運転経歴証明書を取得済みであることが必要)	運転経歴証明書、印鑑、申請時の会員確認、運転経歴証明書交付後1か月以内に申請手続きをすること

高齢者の外出に関する支援事業一覧【最北地区】 ～運転免許の自主返納者等～

※「自主返納者」とは、申請により運転免許の全てを返納した方とします。

平成31年4月1日現在

管轄署等	事業実施主体	電話番号	開始日	支援内容		申請に必要な書類等
県内広域	山形県ハイヤー協会	023-686-2505	H21.1.5~	ハイヤータクシー 運賃割引	乗車運賃1割引 (一部適用されない地域あり)	運転免許返納 を証明する書 類
	山形県ハイヤータクシー協会	023-666-6220				
	山形個人タクシー協同組合					
	山交バス	023-632-7272	H20.12.25~	バス 割引定期券	自主返納者に、1か月1万円の定期券を販売(予 約制の路線や高速バス等を除く)	運転経歴証明 書、顔写真
	庄内交通	0235-22-2600	H21.7.13~	バス 割引定期券	自主返納者に対し、バス定期券を1か月1万円で 販売(高速バス、リムジンバス等を除く)	運転経歴証明 書、顔写真
村山	村山市 担当:市民環境課	0237-55-2111	H25.4.1~	バス タクシー等の利 用券	村山市に住民登録がある65歳以上の方で、平成 25年4月1日以降の自主返納者に、村山市営バ ス乗車券、村山市乗合タクシー乗車券、村山市 内タクシー事業者利用券、山交バス株式会社の 自動車運転免許証返納者1か月定期の購入費 のいずれか3万円分交付(1回のみ)	申請による運 転免許の取消 通知書
	村山地区交通安全協会	0237-55-6803	H25.4.1~	運転経歴証明書 交付手数料助成	村山警察署管内に住民登録がある、村山地区交 通安全協会会員が、村山警察署で自主返納の 申請を行った場合に、運転経歴証明書交付手 数料1,100円を全額助成 ※助成は申請年度内のもので、村山警察署で申 請した場合のみ	運転経歴証明 書交付申請 書、申請時の 会員確認
	東根市 担当:生活環境課	0237-42-1111	H26.4.1~	タクシー利用券	東根市に住民登録がある65歳以上の高齢者で 平成30年4月1日以降の自主返納者に、株式 会社東根交通または株式会社神町タクシー利用券 2万円分を交付(1回のみ)	申請による運 転免許の取消 通知書、印鑑
	東根市 担当:福祉課	0237-42-1111	H24.4.1~	タクシー利用券	東根市に住民登録がある70歳以上の方で、次の ①~③のいずれにも該当しない方に対し、株式 会社東根交通又は株式会社神町タクシー利用券 30枚(1枚500円)を交付 ①要介護(要支援)認定を受けている方。②福祉 タクシー利用券の交付を受けている方。③本人 または配偶者が自動車運転免許証を持っている 方	医療保険被保 険者証、印鑑
尾花沢	尾花沢市 担当:市民税務課	0237-22-1111	H23.4.1~	バス タクシー利用券	尾花沢市に住民登録がある65歳以上の方で、自 主返納後1年以内の方に、2万円分の路線バス 回数乗車券(市営路線バス、空港便以外の銀山 線)又はタクシー利用券(尾花沢タクシー又はし ののめ観光タクシー又はつばさタクシー)を交付 (1回のみ)	運転経歴証明 書の写し又は 申請による運 転免許の取消 通知書の写し、 無効後穴の開 いた運転免許 証、印鑑
	大石田町 担当:まちづくり推進 課	0237-35-2111	H29.4.1~	タクシー利用券	65歳以上で大石田町に住民登録があり平成29 年4月1日以降の自主返納者に、タクシー利用券 2万円分(しののめ観光タクシー、つばさタク シー、尾花沢タクシー)を交付(1回のみ)	申請による運 転免許の取消 通知書、印鑑

高齢者の外出に関する支援事業一覧【最北地区】 ～運転免許の自主返納者等～

※「自主返納者」とは、申請により運転免許の全てを返納した方とします。

平成31年4月1日現在

管轄署等	事業実施主体	電話番号	開始日	支援内容		申請に必要な書類等
県内広域	山形県ハイヤー協会	023-686-2505	H21.1.5～	ハイヤータクシー 運賃割引	乗車運賃1割引 (一部適用されない地域あり)	運転免許返納 を証明する書 類
	山形県ハイヤータクシー協会	023-666-6220				
	山形個人タクシー協同組合					
	山交バス	023-632-7272	H20.12.25～	バス 割引定期券	自主返納者に、1か月1万円の定期券を販売(予 約制の路線や高速バス等を除く)	運転経歴証明 書、顔写真
	庄内交通	0235-22-2600	H21.7.13～	バス 割引定期券	自主返納者に対し、バス定期券を1か月1万円で 販売(高速バス、リムジンバス等を除く)	運転経歴証明 書、顔写真
新庄	金山町 担当:町民税務課	0233-52-2111	H30.4.1～	バス運賃補助	金山町に住民登録がある70歳以上の方に、町営 バス料金半額補助	保険証等年齢 が確認できる 書類
				高齢者講習費用 補助	金山町に住民登録がある方に免許更新時の「高 齢者講習費用」半額補助	免許証、講習 修了証、受講 の領収証
	最上町 担当:町民税務課	0233-43-2111	H29.4.1～	バス タクシー利用券	65歳以上で最上町に住民登録があり平成29年4 月1日以降の自主返納者に、最上町内で利用で きるタクシー利用券、最上町営バス回数券、最上 町地域振興商品券「モガンバくん」のいずれか1 万円相当を交付(返納から1年以内の申請かつ1 回のみ)	申請による運 転免許の取消 通知書、印鑑
	舟形町 担当:住民税務課	0233-32-2111	H30.4.1～	サポートカー購入 補助 (R2.3.31まで)	舟形町に住民登録がある65歳以上の方に、サ ポートカー(被害軽減ブレーキ等搭載車両、その 他条件あり)購入時、5万円を補助(1人1回まで)	サポートカー購 入補助につい ては車両購入 が確認できる 書類、車検証
				タクシー利用券 等	舟形町に住民登録がある満80歳以上の方に、タ クシー利用券(小型基本料金分)月2枚交付	保険証等年齢 が確認できる 書類
	真室川町 担当:町民課	0233-62-2111	H30.4.1～	バス定期券・回 数券 タクシー利用券	真室川町に住民登録がある自主返納者に、真室 川町営路線バス定期券1年分(有効期限1年)、 町営路線バス回数券2万4千円相当、自主返納 者用タクシー券2万4千円相当のいずれかを交 付(1回のみ)	申請による運 転免許の取消 通知書または 運転経歴証明 書
	大蔵村 担当:危機管理室	0233-75-2111	H29.4.1～	バス	大蔵村に住民登録がある70歳以上の自主返納 者に、①大蔵村営バス回数券2万円相当②協同 組合大蔵村スタンプ会発行商品券2万円相当③ 大蔵村営バス回数券1万円相当及び協同組合大 蔵村スタンプ会発行商品券1万円相当いずれか を交付(1回限り)	申請による運 転免許の取消 通知書
	鮭川村 担当:住民税務課	0233-55-2111	H31.4.1～	村営バス回数券	鮭川村に住民登録がある満65歳以上の自主返 納者に、村営バス回数券2万円相当交付	申請による運 転免許の取消 通知書の写し または運転経 歴証明書の写 し、印鑑
			H26.4.1～	バス運賃割引	鮭川村に住民登録がある70歳以上の方に、村営 バス運賃100円割引	乗車時、保険 証等年齢確認 ができるものを 提示
	戸沢村 担当:健康福祉課	0233-72-2111	H29.4.1～	バス無料化 タクシー利用券	戸沢村に住民登録がある65歳以上75歳未満の 自主返納者に、タクシー初乗り券(月6枚×年度 末までの月数)を交付(毎年実施)及び60歳以上 75歳未満の自主返納者は村営バス無料	申請による運 転免許の取消 通知書又は運 転経歴証明書

高齢者の外出に関する支援事業一覧【庄内地区】 ～運転免許の自主返納者等～

※「自主返納者」とは、申請により運転免許の全てを返納した方とします。

平成31年4月1日現在

管轄署等	事業実施主体	電話番号	開始日	支援内容	申請に必要な書類等	
県内広域	山形県ハイヤー協会	023-686-2505	H21.1.5～	ハイヤータクシー 運賃割引	乗車運賃1割引 (一部適用されない地域あり)	運転免許返納を証明する書類
	山形県ハイヤータクシー協会	023-666-6220				
	山形個人タクシー協同組合					
	山交バス	023-632-7272	H20.12.25～	バス割引定期券	自主返納者に、1か月1万円の定期券を販売(予約制の路線や高速バス等を除く)	運転経歴証明書、顔写真
	庄内交通	0235-22-2600	H21.7.13～	バス割引定期券	自主返納者に対し、バス定期券を1か月1万円で販売(高速バス、リムジンバス等を除く)	運転経歴証明書、顔写真
庄内	庄内町 担当:総務課	0234-43-2211	H22.4.1～	タクシー利用券	庄内町に住居登録があり返納日に満70歳以上の自主返納者に、タクシー(余目タクシー、立川タクシー、ハーディータクシー)利用券交付(1枚500円、年間最大2万円)	申請による運転免許の取消通知書、無効後穴の開いた運転免許証、印鑑
	庄内地区安全運転管理者連絡協議会	0234-45-0110	H22.5～	通院送迎サービス	自主返納者に、町内協力企業19社から、通院の際の送迎サービスや購入商品の無料配達等の特典	申請による運転免許の取消通知書
	庄内地区交通安全協会	0234-42-3620	H22.4.1～	夜光反射材グッズ贈呈	自主返納者に、夜光反射材グッズを贈呈	
酒田	酒田市 担当:まちづくり推進課	0234-22-5111	H20.7.1～	バス タクシー利用券	酒田市に住居登録があり平成29年4月1日以降の自主返納者に、庄内交通バス回数券、酒田市福祉乗合バス回数券、山形県タクシー共通乗車券のいずれか5,000円相当交付(1回のみ)	無効後穴の開いた運転免許又は申請による運転免許証の取消通知書 ※酒田地区交通安全協会受付(酒田警察署内)
			H29.4.1～	バス等の運賃割引	酒田市に住居登録があり平成29年4月1日以降の自主返納者に、運転経歴証明書の提示により、るんるんバス、ぐるっとバス、平田ワンコインバス、デマンドタクシーの運賃100円割引	運転経歴証明書
				運転経歴証明書 交付手数料助成	酒田市に住居登録があり平成29年4月1日以降の自主返納者に、運転経歴証明書交付申請を行った方に対し、運転経歴証明書交付手数料1,100円を全額助成	無効後穴の開いた運転免許又は申請による運転免許証の取消通知書 ※酒田地区交通安全協会受付(酒田警察署内)
	遊佐町 担当:総務課	0234-72-3311	H24.4.1～	タクシー利用券	遊佐町に住居登録がある満65歳以上の自主返納者に、タクシー利用券(初乗り基本料金相当額)20回分交付	返納を証明する書類
	0234-72-3311	H31.4.1～	運転経歴証明書 交付手数料助成	遊佐町に住居登録がある満65歳以上の自主返納者で、自主返納時に運転経歴証明書の交付を希望する方に対し、運転経歴証明書交付手数料1,100円を全額助成。(警察署での自主返納者に限る)	なし ※町の申請書を酒田地区安協に備え付け	
鶴岡	鶴岡市 担当:防災安全課	0235-25-2111	H30.4.1～	バス、タクシー利用券	鶴岡市に住居登録があり平成30年4月1日以降の自主返納者に、庄内交通株式会社バス回数券、市営バス回数券、山形県タクシー共通乗車券のうちいずれか1万円分を交付(1回のみ)	運転経歴証明書又は申請による運転免許の取消通知書、取消後穴の開いた運転免許証、印鑑
				運転経歴証明書 交付手数料助成	鶴岡市に住居登録があり平成30年4月1日以降の自主返納者に、運転経歴証明書交付手数料1,100円を全額市が負担	運転経歴証明書又は申請による運転免許の取消通知書、無効後穴の開いた運転免許証、印鑑
	鶴岡市 担当:地域振興課	0235-25-2111	H30.4.1～	バス定期券	鶴岡市に住居登録のある方で運転経歴証明書を所持の方を対象に、庄内交通株式会社の定期券購入金額の一部を助成(例:1か月券10,000円→自己負担額2,500円)	顔写真、運転経歴証明書
			H30.4.1～	バス割引定期券 購入助成	鶴岡市に住居登録がある70歳以上の方の定期券購入に助成(高齢者専用定期「ゴールドバス」を販売) 1か月定期券2,500円(通常1万円) 3か月定期券7,500円(通常2万7,000円) ※一部定期券が利用できない地域あり	顔写真、住所・年齢を証明できる書類
三川町 担当:総務課	0235-66-3111	H30.4.1～	入浴施設回数券	三川町に住居登録がある自主返納者に、入浴施設「田田」回数券又は観光協会味だより1回分を贈呈(申込み期限:自主返納後1年以内)	運転経歴証明書又は申請による運転免許の取消通知書	
			運転経歴証明書 交付手数料助成	三川町に住居登録があり平成30年4月1日以降の自主返納者に、運転経歴証明書交付手数料1,100円を全額助成(申込み期限:自主返納後1年以内)	運転経歴証明書	

高齢者の外出に関する支援事業一覧【置賜地域】

～運転免許の自主返納者等～

※「自主返納者」とは、申請により運転免許の全てを返納した方とします。

平成31年4月1日現在

管轄署等	事業実施主体	電話番号	開始日	支援内容	申請に必要な書類等	
県内広域	山形県ハイヤー協会	023-686-2505	H21.1.5～	ハイヤータクシー 運賃割引	乗車運賃1割引 (一部適用されない地域あり)	運転免許返納を証明する書類
	山形県ハイヤータクシー協会	023-666-6220				
	山形個人タクシー協同組合					
	山交バス	023-632-7272	H20.12.25～	バス割引定期券	自主返納者に、1か月1万円の定期券を販売(予約制の路線や高速バス等を除く)	運転経歴証明書、顔写真
	庄内交通	0235-22-2600	H21.7.13～	バス割引定期券	自主返納者に対し、バス定期券を1か月1万円で販売(高速バス、リムジンバス等を除く)	運転経歴証明書、顔写真
長井	長井市 担当:地域づくり推進課	0238-84-2111	H28.10.1～	バス乗車券	長井市に住民登録がある運転免許証の自主返納者に、市営バス回数乗車券10冊(100円券15枚綴り)を交付(1回のみ)	申請による運転免許の取消通知書又は運転経歴証明書 ※長井地区交通安全協会で受付(長井警察署内)
			H31.4.1～	運転経歴証明書交付手数料助成	長井市に住民登録がある方で、長井警察署で運転免許証の自主返納をした方に、運転経歴証明書交付手数料1,100円を全額助成	
				フラワー長井線利用券購入助成	長井市に住民登録がある運転免許の自主返納者に、フラワー長井線利用券(100円券11枚綴りで1冊1,000円)を半額で購入できる助成券を交付(最大10冊、1回限り)	
	長井地区交通安全協会	0238-88-5649	H23.7.1～	顕彰制度	自主返納者に、返納手続き終了後に「運転免許卒業証書」と交通安全グッズ(タオル等)を交付	
	飯豊町 担当:住民課	0238-72-2111	H21.4.1～	デマンドタクシー利用券	飯豊町に住民登録がある自主返納者に、デマンドタクシー利用券16,000円相当を交付(1回のみ)	申請による運転免許の取消通知書又は運転経歴証明書、印鑑、本人確認ができるもの(健康保険証、年金証書など)
	白鷹町 担当:町民課	0238-85-2111	H29.4.1～	デマンドタクシー利用券	65歳以上で、白鷹町に住民登録がある自主返納者に、①デマンドタクシー利用券10冊(100円×11枚綴り)を交付(1回のみ)②デマンドタクシー乗車時に運転経歴証明書の提示により運賃割引(通常500円が300円)※①と②の併用可能 ※タクシー利用券交付事業(認知症高齢運転者対象)との重複申請不可	申請による運転免許の取消通知書、印鑑、保険証等本人確認ができるもの
白鷹町 担当:健康福祉課	H27.4.1～		タクシー利用券交付(認知症)	65歳以上で白鷹町に住民登録がある自主返納者(認知症により介護認定を受けている方)又は平成29年3月12日以降に認知症により運転免許の取消処分を受けた75歳以上の方に、タクシー利用券24枚(基本料金)を交付 ※デマンドタクシー利用券事業との重複申請不可	自主返納者(申請による運転免許の取消通知書、印鑑) 取消処分を受けた方(取消処分書、印鑑)	
小国	小国町 担当:町民税務課	0238-62-2111	H30.4.1～	バス運賃無料化	65歳以上で小国町内に住民登録している自主返納者に、小国町営バス運賃を無料化	運転経歴証明書
南陽	高島町 担当:健康長寿課	0238-52-4478	H23.4～	デマンドタクシー運賃割引	満65歳以上満75歳未満で高島町に住民登録がある自主返納者及び満75歳以上の方にデマンドタクシー利用料金を100円割引	満65歳から満75歳未満の方は運転経歴証明書、申請による運転免許の取消通知書、取消後穴の開いた運転免許証 満75歳以上の方は保険証等本人の年齢確認ができるもの
	南陽市 担当:市民課生活係	0238-40-3211	H30.4.1～	バスタクシー利用券等	南陽市内に住民登録がある自主返納者に、タクシー利用券、バス回数券、フラワー長井線乗車券、ハイジアパーク商品券のいずれかを1万円分交付(1回のみ、年齢制限無し)	申請による運転免許の取消通知書
	南陽地区交通安全協会	0238-40-3866	H29.4.1～	運転経歴証明書交付手数料助成	南陽地区交通安全協会会員の運転経歴証明書交付申請者に、運転経歴証明書交付手数料500円を助成	返納済免許証又は運転免許証の取消通知書、申請時の会員確認
米沢	米沢市 担当:環境生活課	0238-22-5111	H29.4.1～	バス乗合タクシー利用券	米沢市に住民登録があり平成29年4月1日以降に運転免許の全てを自主返納し、この事業にまだ申請していない方で、自主返納時点で65歳以上の方に、次のうち希望の乗車券等を交付(1人1回限り、いずれも6,000円以内) ①市民バス回数乗車券、②乗合タクシー回数乗車券③タクシー乗車券、④山交バス回数券	申請による運転免許の取消通知書の写し、保険証等本人確認ができるもの、印鑑
	川西町 担当:住民生活課	0238-42-2111	H30.4.1～	バスタクシー等利用券	川西町に住民登録があり平成30年4月1日以降に全ての運転免許を自主返納した方(全年齢)に、山形県タクシー共通券、山形交通バス普通回数券、山形鉄道利用券、JR東日本普通回数乗車券、川西町商業協同組合共通商品券の内いずれかを1回限り交付(2万円以内)	運転経歴証明書又は申請による運転免許の取消通知書、印鑑